

北海道の適正な事務執行に向けた取組に関する方針

本道において、人口減少の進行や行政ニーズの高度化など、道政を取り巻く環境が変化する中、道政への信頼性を高め、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供できる体制の確立が求められています。

このため、地方自治法第150条第1項に基づき、知事が担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定めます。

第1 目的

次に掲げる目的を達成するよう、組織的に取り組みます。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

効率的かつ効果的に業務を遂行するため、業務リスクを評価し、対応策を実施することで適正な事務の管理・執行に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、業務に関するルールの適切な運用を図ります。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を遵守し、職務の執行が法令等に適合することを確保します。

(4) 資産の保全

資産の保全を図るため、資産の取得、使用、処分等を正当な手続及び承認の下に行います。

第2 対象事務

対象事務は、財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要がある事務とします。

なお、実行委員会等について道が事務局を担い、道の本務として事務分掌などに明確に位置づけて行う業務も対象とします。

令和2年4月1日

北海道知事 鈴木 直道